

本部内各部課長

警察学校長 殿

各警察署長

茨城県警察本部長

交通規制の対象から除外する車両の取扱要領の改正について

交通規制の対象から除外する車両の取扱いについては、交通規制の対象から除外する車両の取扱要領の制定について（令和5年6月29日付け通達乙交規第496号。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、このたび、茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（令和7年茨城県公安委員会規則第7号）の施行に伴い、「交通規制の対象から除外する車両の取扱要領」（以下「要領」という。）の一部を改め、令和7年7月1日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は令和7年6月30日限り、廃止する。

記

主な改正点

- 1 駐車規制からの除外措置の運用について、全国統一の運用を警察庁から通達されたことに伴い、所要の改正を行った（要領2及び3関係）。

- (1) 駐車禁止除外指定車標章の交付申請の対象の追加

保健師、看護師又は准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両又は助産師が緊急訪問を行うため使用中の車両を追加した。

- (2) 添付書類の変更

ア 身体障害者等の駐車禁止除外指定車標章交付対象者が来署せず介助人のみが来署して申請する場合、標章交付対象者が実在することを証明する書類を求めることとした。

イ 通行禁止除外指定車標章及び駐車禁止除外指定車標章交付申請（更新申請を含む。）において、添付書類の一部又は全部を省略できるよう要領について変更した。

2 駐車許可の運用について、全国統一の運用を警察庁から通達されたことに伴い、所要の改正を行った（要領 5 関係）。

(1) 許可期間の変更

許可期間の最大期間を 6 か月以内から原則 1 年以内に拡大した。

(2) 申請方法、添付書類の変更

ア 複数警察署管内における申請書類の一括受理の対応を、訪問診療等以外の駐車許可申請にも拡大した。

イ 申請（更新申請を含む。）において、添付書類の一部又は全部を省略できるよう要領について変更した。

3 適切な業務運営の観点から、本要領にある業務で作成された文書等の保存期間を暦年 1 年から暦年 3 年に延長した（要領 6 関係）。

別添

交通規制の対象から除外する車両の取扱要領

1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「施行令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）及び茨城県道路交通法施行細則（昭和53年茨城県公安委員会規則第11号。以下「細則」という。）に基づき、交通規制の対象から除外する車両の取扱いについて必要な事項を定める。

2 交通規制の対象から除外する車両

細則第1条の3に基づき交通規制の対象から除外する車両は、次のとおりとする。

(1) 道路標識等による交通規制の対象から除外する車両

ア 警衛列自動車

警衛要則（昭和54年国家公安委員会規則第1号）に規定する自動車御列を構成する自動車

イ 警護列自動車

警護要則（令和4年国家公安委員会規則第15号）に規定する自動車警護列内の自動車

(2) 通行禁止規制の対象から除外する車両

ア 人命救助、災害救助、水防活動、消防活動又は災害対策基本法（昭和36年法律第233号）に規定する災害応急対策のために使用中の車両（以下「人命救助等車両」という。）

イ 犯罪の鎮圧、被疑者の逮捕、犯罪の捜査、交通の取締り、警備活動その他警察責務遂行のために使用中の車両及び当該目的のために誘導されている車両（以下「警察用車両等」という。）

ウ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第141条に規定する選挙運動用自動車及び同法第14章の3に規定する確認団体の政治活動用自動車で、当該業務のために使用中のもの（以下「選挙運動用自動車等」という。）

エ 道路の維持管理のために使用中の道路維持作業用自動車（以下「道路維持作業車」という。）

オ 公安委員会が交付する通行禁止除外指定車の標章を掲示している車両

茨城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が交付する通行禁止除外指定車の標章（細則様式第8号）を掲示し、かつ、当該目的のために使用中の車両で、次に掲げるものをいう。

- (ア) 電気、ガス、水道、電話又は鉄道の緊急の修復を要する工事のために使用中の車両（以下「電気、ガス、水道、電話、鉄道の緊急修復車両」という。）
 - (イ) 信号機、道路標識等の維持管理のために使用中の車両（以下「信号機等の維持管理車両」という。）
 - (ウ) 専ら郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する通常郵便物の集配又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に規定する電報配達のために使用中の車両（以下「通常郵便集配車両」又は「電報配達車両」という。）
 - (エ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定により市町村又は市町村長の許可を受けた者が行う一般廃棄物の収集のために使用中の車両（以下「一般廃棄物収集車両」という。）
- (3) 最高速度の規制の対象から除外する車両
- 専ら交通の取締りに従事する車両
- (4) 転回禁止の規制の対象から除外する車両
- 警察用車両等
- (5) 駐停車禁止の規制の対象から除外する車両
- ア 人命救助等車両
 - イ 警察用車両等
 - ウ 緊急自動車
- (6) 駐車禁止の規制、時間制限駐車区間の規制及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車禁止の規制の対象から除外する車両
- ア 人命救助等車両
 - イ 警察用車両等
 - ウ 選挙運動用自動車等
 - エ 道路維持作業車
 - オ 緊急自動車
 - カ 公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車の標章を掲示している車両
- 公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車の標章（細則様式第1号、細則様

式第2号及び細則様式第9号。細則様式第1号及び細則様式第2号については、他の都道府県公安委員会交付に係る同種の標章を含む。)を掲示し、かつ、当該目的のために使用中のもので、次の車両をいう。

- (ア) 電気、ガス、水道、電話、鉄道の緊急修復車両
- (イ) 信号機等の維持管理車両
- (ウ) 通常郵便集配車両又は電報配達車両
- (エ) 一般廃棄物収集車両
- (オ) 急病者等に対する医師の緊急往診のために使用中の車両（以下「緊急往診車両」という。）
- (カ) 歯科訪問診療に関する委託契約に基づき歯科医師会から指定された歯科医師が往診のために使用中の車両（以下「歯科医訪問診療車両」という。）
- (キ) 保健師、看護師又は准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両又は助産師が緊急訪問を行うため使用中の車両（以下「保健師等緊急訪問車両」又は「助産師緊急訪問車両」という。）
- (ク) 報道機関が緊急の取材のために使用中の車両（以下「緊急取材車両」という。）
- (ケ) 裁判所法（昭和22年法律第59号）に定める執行官が強制執行等のために使用中の車両（以下「執行官使用車両」という。）
- (コ) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく犬の捕獲のために使用中の車両（以下「野犬捕獲車両」という。）
- (サ) 放置車両の確認及び標章の取付けのために使用中の車両（以下「放置車両確認車両」という。）
- (シ) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づき、患者輸送車又は車いす移動車として登録を受け、現に歩行困難な者の輸送のために使用中の車両（以下「患者輸送等車両」という。）
- (ス) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、細則別表第2の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5に定める障害の級別に該当する障害その他これに準ずる障害を有し、歩行が困難であると認めるもの（以下「身体障害者手帳所持者」

という。) が使用中の車両

a 除外対象は別表第 1 に示すものとする。

b 除外対象となる「視覚障害 4 級の 1」、「上肢不自由 2 級の 1、2」については、茨城県発行の身体障害者手帳に「○級の 1」という記載はないことから、申請の受理に当たっては、身体障害者手帳の「障害等級」と「障害名」欄を、身体障害者等級表（別表第 2）に照らして確認すること。また、「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に「第 1 種」と記載されている者は、上記障害の「視覚障害 4 級の 1」、「上肢不自由 2 級の 1、2」に該当することから、障害が視覚障害 4 級、上肢不自由 2 級で、かつ、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額が「第 1 種」であれば除外対象となる。

c 「これに準ずる障害を有し、歩行困難であると認めるもの」とは、身体障害者福祉法第 15 条により知事から指定された医師の意見書（別記様式第 1 号）又は診断書等により身体障害者等級表（別表第 2）の障害級別の身体障害者と準ずる程度に歩行が困難と認められた場合に除外対象となる。

(セ) 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）に基づく戦傷病者手帳を受けている者のうち、細則別表第 2 の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（対象 12 年法律第 48 号）別表第 1 号表の 2 に定める重度障害の程度に該当する障害を有し、歩行が困難であると認めるもの（以下「戦傷病者手帳所持者」という。）が使用中の車両

(ソ) 療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が最重度又は重度に該当するもの（以下「療育手帳所持者」という。）が使用中の車両

(タ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に定める 1 級の障害を有するもの（以下「精神障害者保健福祉手帳所持者」という。）が使用中の車両

(チ) 色素性乾皮症のため、小児慢性特定疾患受給者証の交付を受けている者（以下「色素性乾皮症患者（紫外線要保護者）」という。）が現に使用中（日の出から日没までの時間に限る。）の車両

3 通行禁止除外指定車及び駐車禁止除外指定車の標章の交付

(1) 標章の有効期限

標章の有効期限は、公安委員会発行（決裁）の日から起算して3年を経過した日とする。

なお、一般廃棄物収集車など業務を行う車両の申請については、真に必要な日数に限る。

(2) 標章の適用地域

細則様式第1号及び細則様式第2号の歩行困難者使用中の標章（他の都道府県公安委員会の交付に係る同種の標章を含む。）は、車両を対象とするものではなく、人を対象とする「本人標章」であることから、標章の交付を受けた本人が使用する車両であれば、自己車両、他人の車両を問わず、さらにレンタカー、タクシー等であっても対象となり、標章の適用地域は全国とする。

その他の標章の適用地域は、茨城県内に限られる。

なお、身体障害者等の歩行困難者が使用中の標章については、標章の交付を受けた本人が標章を掲示して使用する全ての車両が対象となる。

(3) 標章の交付申請者

ア 細則様式第8号及び細則様式第9号の標章における申請者は、申請の資格を有する本人とする。ただし、法人又は団体の場合はその代表者（これによりがたい場合はその役員等。ただし、申請手続及び受領手続は従業員等が代理することができる。以下同じ。）とする。

イ 細則様式第1号及び細則様式第2号の標章における申請者は、歩行困難者又はその介助人（介護人又は同居の親族。以下同じ。）とする。ただし、歩行困難者又はその介助人が疾病その他の事由により筆記することができない場合は、依頼を受けた警察職員が理由と職員名字を申請書の下欄外に記載したうえで代筆し申請を行うことができる。

(4) 標章の交付申請（新規申請）の受理

ア 事前相談の取扱い

標章の交付申請（新規申請）をしようとする者から、申請手続、申請書の記載要領、添付書類その他の相談又は問合せがあった場合には、

(ア) 3(3)に示す申請者（申請書の提出者は、原則として本人又は介助人とする。4(3)ア(ア)及び5(3)ア(ア)において同じ。）としての該当性

- (イ) 通行禁止又は駐車禁止の除外要件の該当性
- (ウ) 申請書の様式の適合性
- (エ) 申請書の記載事項の充足性
- (オ) 当該申請に必要な添付書類の充足性

等について、適切に助言する。

イ 提出書類及び提出先

- (ア) 申請書の様式、提出部数及び提出先

新規申請に用いる申請書は細則様式第３号とし、提出部数は２部とする。

また、提出先については、次の表の左欄に掲げる標章の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる提出先とする。

標章の種類	提出先
通行禁止除外指定車の標章	除外標章の交付を受けようとする区域若しくは道路の区間を管轄する警察署
電気、ガス、水道、電話、鉄道の緊急修復車両、信号機等の維持管理車両、通常郵便集配車両、電報配達車両、一般廃棄物収集車両、緊急往診車両、歯科医訪問診療車両、保健師等緊急訪問車両、助産師緊急訪問車両、緊急取材車両、執行官使用車両、野犬捕獲車両、放置車両確認車両及び患者輸送等車両の駐車禁止除外指定車の標章	
身体障害者手帳所持者、戦傷病者手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者に係る駐車禁止除外指定車の標章	除外標章の交付を受けようとする者の住所地を管轄する警察署
療育手帳所持者に係る駐車禁止除外指定車の標章	
色素性乾皮症患者（紫外線要保護者）に係る駐車禁止除外指定車の標章	

- (イ) 申請書の添付書類

申請書の添付書類は、次の表の左欄に掲げる標章の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる書類又はその写しとする。

標章の種類	添付書類
通行禁止除外指定車の標章 、駐車禁止除外申請指定車の標章（細則様式第9号の標章交付申請に限る。）	- 当該申請に係る車両の自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面 - 当該申請に係る用務を疎明する書面
駐車禁止除外指定車の標章 （細則様式第1号又は細則様式第2号の標章交付申請に限る。）	- 当該申請に係る除外対象者の障害の程度を証明する書面 - 標章の交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足りる書類（介助人のみが来署し申請する場合に限る。）

(5) 公安委員会への申請書等の送付（進達）

警察署長（以下「署長」という。）は、新規申請を受理したときは、通行禁止除外指定車標章・駐車禁止除外指定車標章の交付申請について（別記様式第2号）に、申請書1通及び添付書類1部を添えて、交通規制課長を経由して、公安委員会宛てに送付する。また、書類の送付に時間を要す場合については、事前に申請書及び添付書類をデータ化し、交通規制課宛に送信することができる。

ただし、交付標章の更新、再交付又は記載事項の変更に係る申請の場合は、署長が標章を交付することができる。

(6) 標章の交付

ア 標章の作成

通行禁止除外指定車の標章及び駐車禁止除外指定車の標章は、総合交通規制許可管理業務端末装置（以下「業務端末装置」という。）により、警察署で作成する。

イ 標章の交付

標章は、原則として申請者本人に交付する。

なお、細則様式第1号及び細則様式第2号の標章交付申請で本人に交付できない場合は、介助人に交付する。

(7) 遵守事項

署長は、標章の交付を受けた者に対し、標章の裏面を提示したうえで次の事項を遵守するように指導する。

ア 標章適用外の駐車行為

駐車禁止除外指定車の標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できず、次のような駐車はできないこと。

- (ア) 駐停車禁止場所の駐車（道交法第44条第1項各号及び同法第75条の8第1項）
- (イ) 法定駐車禁止の場所（道交法第45条第1項各号及び第2項）
- (ウ) 駐車の方法に従わない駐車（道交法第47条及び同法第49条の3第3項）
- (エ) 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「保管場所法」という。）第11条第1項）
- (オ) 長時間駐車（保管場所法第11条第2項）

イ 標章等の掲示

- (ア) 通行禁止除外指定車の標章は、当該車両が通行禁止区間を通行する際に、当該車両の前面ガラスの内側に前方から見やすいように掲示（前面ガラスのない車両にあっては携帯）すること。
- (イ) 駐車禁止除外指定車の標章は、当該車両を駐車禁止規制をされた道路に駐車させている間は、当該車両の前面ガラスの内側に前方から見やすいように掲示（前面ガラスのない車両にあっては携帯）する。また、標章とともに運転者の連絡先又は用務先を記載した連絡票（別記様式第3号）を当該車両の前面ガラスの内側に前方から見やすいように掲示（前面ガラスのない車両を除く。）すること。

なお、連絡票については、車両の移動等の必要性が生じた場合に現場の警察官又は交通巡視員が連絡できるように用務先又は連絡先を記載した用紙であるならば、別記様式第3号と同一のものでなくてもよい。

ウ その他の遵守事項

- (ア) 現場において警察官又は交通巡視員の指示に従うこと。
- (イ) 標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由以外に使用しないこと。
- (ウ) 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと（標章の交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与する場合を除く。）

く。)

(8) 標章の更新

ア 標章の更新は、細則様式第3号の申請書及び3(4)イ(イ)に示す添付書類をそれぞれ1部提出して行うものとする。

イ 署長は、更新の申請を受理したときは、審査の上、業務端末装置により新たな交付番号で標章を作成し交付するものとし、亡失、滅失又は盗難の場合を除き、旧標章と引き替えとする。

ウ 標章の更新期間は、旧標章の有効期限の満了する2か月前から有効期限の満了日（休日等の場合は、その翌日）までとする。

なお、更新期間を経過した場合は、標章の更新は行わず、新規申請扱いとする。

エ 標章の更新をしようとする者が、転居等で警察署の管轄が変更（他都道府県公安委員会発行の標章を受けている場合も含む。）となる場合は、転居先の住所地を管轄する警察署において更新するものとする。その際は、新規申請と同様に交通規制課を経由し、転居先の警察署における新たな標章番号で交付することとする。

オ 新たな標章の有効期限については旧標章の有効期限の日から起算して3年を経過した日とする。その他の規定については3(1)を準用する。

(9) 標章の再交付申請

ア 標章の再交付申請は、細則様式第4号の除外標章再交付申請書1通に当該標章を添えて、既標章交付先である警察署へ行うものとする。ただし、当該標章を亡失し、若しくは滅失し、又は盗難に遭った場合は、当該標章の提出を要しない。

イ 署長は、再交付申請を受けたときは、審査の上、標章を作成し、原則として即日再交付する。

なお、この際の交付番号、交付日は、有効期限欄は当該旧標章と同一とし、再交付標章表面の右上に朱書きで「再交付」と記載するとともに、業務端末装置や簿冊に再交付の経緯を入力記載する。

(10) 標章の記載事項変更届出

ア 車両が同一だが自動車登録（車両）番号のみが変わった場合、法人名が合併

により変更になった場合等、除外標章に記載されている事項について、審査を必要としない変更があった場合は、細則様式第5号の除外標章記載事項変更届に変更になった内容を記載させ、記載事項の変更を証する書面及び交付済みの除外標章を合わせて交付済みの除外標章交付先である警察署へ提出することにより行う。

なお、車両の変更など、審査を必要とする変更があった際は、新規申請として取り扱う。

イ 署長は、記載事項の変更届出を受理したときは、以下のとおり取扱う。

(ア) 交付済みの除外標章の修正箇所を直接加除訂正する。

(イ) 訂正箇所に「茨城県公安委員会印（乙型）」の公印を押し交付する。

(ウ) 業務端末装置や簿冊に記載事項変更の経緯を入力記載する。

ウ 県内での転居、他県からの転入等による住所変更については、変更先の住所を管轄する警察署へ記載事項変更届出を受けて行う。同一警察署管内であればイの手続のとおりとし、他警察署管内及び他県からの転入の場合は、業務端末装置により登録を行い交通規制課を経由して新たな標章を作成し交付する。

(11) 標章の返納命令

ア 標章の交付を受けた者が、細則第1条の3第6項の遵守事項に違反した場合は、標章の返納を命じることができる。

標章の返納を命じようとするときは、遵守事項に違反した者に対し茨城県行政手続条例（平成7年茨城県条例第5号）第13条第1項第1号の規定による聴聞を行う必要があることから、同条例第3章第2節及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成8年茨城県公安委員会規則第7号）第2章に掲げる手続を行うこととなる。このため、写真及び見取図等により遵守事項違反の状態を明らかにした報告書を作成して、当該処分を必要とする理由を明らかにしておく。

イ 標章の返納は、当該処分に係る者に対し通行禁止除外指定車・駐車禁止除外指定車標章返納命令書（別記様式第4号）を交付するとともに、既に交付した標章を返納させる。

(12) 標章の返納

標章の交付を受けた者が、細則第1条の3第8項各号のいずれかに該当するこ

ととなったときは、管轄を問わず、茨城県内各警察署を経由して公安委員会に標章を返納しなければならない。

(13) 申請の却下

通行禁止又は駐車禁止の除外要件に該当しないと認め、申請を却下（不許可処分）するときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定による教示事項を記載した書面（以下「教示書面」という。）を交付する。

4 署長の通行禁止道路通行許可

(1) 概説

車両は、道路標識等によって通行を禁止されている道路又はその部分（以下「通行禁止道路等」という。）を通行してはならないが、署長が、地域住民の利便と交通規制の目的との調和を図るため、道交法第8条第2項の規定に基づき、施行令第6条又は細則第8条第1項に定めるやむを得ない理由があると認めて許可（以下「通行許可」という。）をしたときは、通行禁止道路等を通行することができる。

署長の通行許可の対象となる交通規制は、

ア 各種車両通行禁止（歩行者用道路を含む。）

イ 一方通行

ウ 指定方向外進行の禁止

であるが、高度の安全性が確保される特別の場合を除いては、イ及びウの通行許可は行わない。

(2) 通行許可の申請者

通行許可の申請ができる者は、運転者、車両の保有者等通行するという行為について責任を有する者とする。ただし、これらの者が法人又は団体の場合はその代表者とする。

(3) 通行許可の申請の受理

ア 事前相談の取扱い

通行許可の申請をしようとする者から、申請手続、通行禁止道路通行許可申請書（規則別記様式第一の三。以下この項において「申請書」という。）の記載要領、添付書類その他に関する相談、又は問合せがあった場合には、(4)の

要件を踏まえた上で、

- (ア) (2)に示す申請者としての該当性
 - (イ) 通行許可要件の該当性
 - (ウ) 申請書の様式の適合性
 - (エ) 申請書の記載事項の充足性
 - (オ) 当該申請に必要な添付書類の充足性
- 等について、適切に助言する。

イ 申請書の提出先

通行許可の申請は、当該通行禁止道路等を管轄する署長に対して行う。

ウ 提出書類

- (ア) 申請書類の提出部数

申請書及び添付書類の提出部数は2通とする。

- (イ) 申請書の添付書類

申請書には、次に掲げる書類又はその写しを添付させるものとする。

- a 当該申請に係る車両の自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面
- b 当該申請に係る申請区間及び周辺の見取図（当該申請区間を明示したもの）
- c 必要に応じ、当該申請内容を疎明する書面

(4) 申請の審査

署長は、申請を受理したときは、当該申請が次のアからウまでに掲げる要件のいずれにも該当するかどうかを審査しなければならない。

ア 通行禁止道路等を通行しなければならない場所に起点又は終点を有すること。

イ 通行禁止道路等における通行区間が必要最小限度であること。

ウ やむを得ない理由として、次のいずれかに該当すること。

- (ア) 車庫、空き地その他当該車両を通常保管するための場所に出入するため車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならないこと。
- (イ) 身体の障害のある者を車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通

行して輸送すべき相当の事情のあること。

(ウ) 貨物の集配があるため車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通
行しなければならないこと。

(エ) 冠婚葬祭、引っ越しその他の社会生活上、当該道路を通行すること。

(オ) 公益上又は業務上、当該道路を通行すること。

(5) 許可期間

車庫、空き地その他の当該車両を通常保管するための場所に出入りする車両等
恒常的に通行しなければならない理由のある車両については、原則として許可の
期間は3年とし、冠婚葬祭、引っ越しその他一時的なものは、必要な日又は時間
を限って許可をする。

(6) 条件の付与

署長は、許可をする場合において必要があると認めるときは、当該道路におけ
る危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付すことがで
きる。

(7) 申請の却下

署長は、通行許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が4(4)
の要件に該当しないと認めるときは、申請の却下（不許可処分）を行うことがで
きる。

(8) 通行許可証の交付

ア 通行許可証の作成

署長は、通行を許可する場合は、申請書下段の通行禁止道路通行許可証（以
下「通行許可証」という。）欄への記載及び公印の押印により通行許可証を作
成する。また、許可年月日は決裁日とする。

なお、条件を別紙に記載した場合は、通行許可証と別紙を署長の公印で割印
する。

イ 通行許可証の交付

通行許可証は、できる限り申請者本人に交付する。

(9) 通行許可証の掲示

通行禁止道路等の通行を署長が許可した車両には、当該許可に係る車両を当該
区間を通行させている間は、通行許可証を当該車両の前面ガラスの内側に前方

から見やすいように掲示させるものとする。ただし、許可車両が前面ガラスのない車両の場合には、通行許可証の提示を求めて確認する。

(10) 通行許可証の再交付申請

通行許可証の再交付申請は、申請書と添付資料をそれぞれ2通と当該通行許可証を提出して行うものとする。ただし、当該通行許可証を亡失し、若しくは滅失し、又は盗難に遭った場合は、当該通行許可証の提出を要しない。この際の申請書の申請日は再交付申請日とする。

署長は、再交付申請を受けたときは、審査の上、通行許可証を作成し、再交付するものとする。この際、通行許可証の証明日欄、交付番号、有効期限は当該許可と同一にするとともに、再交付した通行許可証の右上欄外に朱書きで「再交付」と記載し、業務端末装置や簿冊には再交付の経緯を確実に入力記載する。

(11) 通行許可証の記載事項変更

車両入替え等により申請内容が変更になった場合は、新規申請と同様の扱いとし必要な書類の提出を受け、新しい許可証を交付する。

(12) 許可対象車両の運行範囲が広域にわたる場合の取扱い

貨物運送業者、百貨店の配送車等その運行範囲が広域で許可の対象となる通行禁止道路等の区間が2以上の警察署の管轄区域にわたるものについては、それぞれの警察署において許可の申請を受理し、通行許可証の交付を行うことを原則とする。ただし、その管轄区域内に通行禁止道路等が少なく、かつ、関係警察署が遠隔地にある等の理由がある場合（他都道府県警との隣接の場合を除く。）においては、許可申請を受理した署長が関係署長と協議し、許可すべき場合に該当することが判明したときは、通行許可証の下部余白に関係署長と協議した旨を記載するとともに、申請書を受理した署長が許可証を交付することができる。

(13) 不利益処分に係る教示

署長は、4(6)の条件の付与又は4(7)の申請の却下を行うときは、申請者に対し教示書面を交付する。

5 署長の駐車許可

(1) 概説

車両は、署長から駐車許可証（細則様式第23号。以下「駐車許可証」という。）の交付を受けたときは、公安委員会が指定する駐車禁止場所、法定駐車禁止場所

及び時間制限駐車区間において駐車することができる。

この駐車許可は、申請日時、申請場所、駐車に係る用務及び駐車可能な場所についての審査要件のいずれにも該当する場合に認められ、駐車に係る用務の態様により許可の対象が画一的に定まるものではない。したがって、駐車せざるを得ない特別の事情について適切な審査を行い、駐車許可の対象を特定の用務に限定することのないようにするとともに、当該規制及び駐車の必要性を個別具体的に比較衡量して駐車許可の可否を判断する。

(2) 駐車許可の申請者

駐車許可の申請ができる者は、運転者、車両の保有者等駐車するという行為について責任を有する者とする。ただし、これらの者が法人又は団体の場合はその代表者とする。

(3) 駐車許可の申請の受理

ア 事前相談の取扱い

駐車許可の申請をしようとする者から、申請手続、駐車許可申請書（細則様式第23号。以下この項において「申請書」という。）の記載要領、添付書類その他に関する相談又は問合せがあった場合には、5 (4)の要件を踏まえた上で、

- (ア) 5 (2)に示す申請者としての該当性
- (イ) 駐車許可要件としての該当性
- (ウ) 申請書の様式の適合性
- (エ) 申請書の記載事項の充足性
- (オ) 当該申請に必要な添付書類の充足性

等について、適切に助言する。

イ 申請書の提出先及び一括申請等

許可の申請は、駐車しようとする道路を管轄する署長に対して行う。

なお、複数の場所に連続的に駐車することとなる場合には、一申請で複数場所の許可の駐車を一括して申請できる。

この他、申請する駐車場所が複数の警察署の管轄区域内にまたがる場合には、申請の受理や駐車許可証の交付を一の警察署で一括して行うことができる。この際、申請書は受理する警察署長宛てのみとし、他警察署宛の申請書は不要とする。

ウ 提出書類

(ア) 申請書類の提出部数

申請書及び添付書面の提出部数は、2通とする。

(イ) 申請書の添付書面

申請書には、次に掲げる書類又はその写しを添付させるものとする。

なお、定期的に申請を行うもので、過去に許可を受けた申請と同内容の申請（更新申請）については、以下のもののうち、その内容に変更がある書類にのみに限ることとする。

- a 許可を受けようとする車両の自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面
- b 許可を受けようとする車両の駐車場所及び周辺見取図
- c 当該申請に係る用務を疎明する書面

エ 駐車許可の有効期間及び申請期限

反復継続的な用務に使用する車両に係る有効期間については、許可の有効期間中に当該許可対象の道路の減少その他の道路環境の変化が生じることが合理的に予想される場合や、当該用務が短時間である場合等の例外的な場合を除き、1年以内とする。

また、申請する駐車場所が複数の警察署の管轄区域内にまたがる場合について、申請の受理や許可証の交付を一の警察署で一括して行うときは、申請期限は原則として許可期間の開始日から1週間前とする。

(4) 駐車禁止場所における駐車許可申請の審査

署長は、道交法第45条第1項ただし書きの規定に基づく駐車許可申請を受理したときは、当該申請が次のアからエまでに掲げる要件のいずれにも該当するかどうかを審査すること。

ア 申請日時が、次のいずれにも該当するものであること。

(ア) 駐車（許可に条件を付す場合にあっては、当該条件に従った駐車。イ(イ)において同じ。）により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯ではないこと。

(イ) 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものではないこと。

イ 申請場所が、次のいずれにも該当するものであること。

(ア) 駐車禁止規制のみが実施されている場所（無余地となる場所及び放置駐車となる場所にあつては道交法第45条第1項各号に掲げる場所を除く。）であること。

(イ) 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所ではないこと。

ウ 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。

(ア) 公共交通機関その他当該車両以外の交通手段では、その目的を達成することが著しく困難であると認められる用務であること。

(イ) 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。

(ウ) 道交法77条（道路の使用の許可）第1項各号に規定する行為を伴う用務ではないこと。

エ 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること。

(ア) 重量若しくは長大な貨物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近

(イ) その他の車両にあつては、当該用務先からおおむね100メートル以内

(5) 時間制限駐車区間における駐車許可申請の審査

署長は、道交法第49条の5の規定に基づく駐車許可申請を受理したときは、当該申請が次のアからエまでに掲げる要件のいずれにも該当するかどうかを審査すること。

ア 申請する日時が、駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えてるものではないこと。

イ 駐車する場所及び駐車の方法が、次のいずれにも該当するものであること。

(ア) 場所については、当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所ではないこと。

(イ) 方法については、当該方法で駐車することにより、交通に危険を生じ、又

は交通を著しく阻害することとならないこと。

ウ 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。

(ア) 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段では、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

(イ) 当該時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間以内の駐車その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。

(ウ) 道交法77条（道路の使用の許可）第1項各号に規定する行為を伴う用務ではないこと。

エ 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること。

(ア) 重量若しくは長大な貨物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近

(イ) その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね100メートル以内

(6) 条件の付与

署長は、許可をする場合において必要があると認めるときは、当該道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。

(7) 申請の却下

署長は、駐車許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が5(4)及び5(5)の要件に該当しないと認めるときは、申請の却下（不許可処分）を行うことができる。

(8) 駐車許可証の交付

ア 駐車許可証の作成

署長は、駐車を許可するときは、申請書下段の「駐車許可証」欄への記載及び署長の公印の押印により駐車許可証を作成する。また、許可年月日は決裁日とする。

なお、駐車に際しての遵守事項（別記様式第5号）を駐車許可証と別紙で綴

り明記する。条件を別紙に記載した場合は、駐車許可証と別紙を署長の公印で割印する。

イ 駐車許可証の交付

駐車許可証は、できる限り申請者本人に交付するとともに、別記様式第5号の遵守事項に従わない駐車は許可の取消しや駐車違反の取締りの対象となり得ることを教示する。また、駐車場所が複数あるため、申請書の「許可を受けようとする場所」欄等において「別紙のとおり」として付けられている「別紙」を駐車場所の一覧等として用いた場合は、許可証とは別に、警察署にて「別紙」を複写し併せて交付する。

ウ 駐車許可証の一括受理、交付

5(3)イにある、申請の受理や駐車許可証の交付を一の警察署（以下「受理署」という）で行う場合、以下の手続による。

- (ア) 受理署は、申請書類をデータ化し管轄区域外の許可申請場所を管轄する警察署（以下「審査署」という。）宛てに送付し審査を依頼する。
- (イ) 審査署は申請書類を印刷のうえ審査し、受理番号を含めた決裁結果を受理署へ伝達する。
- (ウ) 受理署は自署管内の申請内容について審査のうえ、審査署の決裁結果と合わせて決裁し、駐車許可証を作成する。

なお、「駐車許可証」の欄は受理署の署長名、署長公印で作成する。また「受理番号」欄は、受理署及び審査署それぞれの所属の頭文字と受理番号を並列して記載する。

- (エ) 駐車許可証を交付後、受理署は審査署へ交付年月日及び受理署受理番号を伝達し、審査署は簿冊の所要の欄に記載する。
- (オ) 申請期限は原則として許可期間の開始日から1週間前となっているが、年末年始等の大型連休により実質的な審査・事務処理日程が確保できない場合等は例外とする。

そのような場合には、申請者から事前相談があった場合には事前相談時に、申請者から事前相談なく申請がなされた場合には申請の受理時に申請者に対して時間がかかることやその理由、審査期間の見込みを説明する。

- (カ) 申請者に対する内容の確認、補正指示等に関する電話連絡は、審査署から

行ってもよいが、申請書類の修正等の補正作業については、審査署に申請者を呼び出して行うのではなく、受理署において一括して申請者に補正させる。

(9) 駐車許可証等の掲示

署長が駐車禁止場所等における駐車の特許をした車両には、当該許可に係る車両を当該許可を受けた場所に駐車させている間は、駐車許可証を当該車両の前面ガラスの内側に前方から見やすいように掲示させるものとする。ただし、許可車両が前面ガラスのない車両の場合には、駐車許可証を携帯させる。

なお、駐車場所が複数あるため、申請書の「許可を受けようとする場所」欄等において「別紙のとおり」として付けられている「別紙」を駐車場所の一覧等として用いた場合は、別紙も含めて掲示させる。また、当該「別紙」を駐車場所の住所等を記載した一覧表でなく、地図形式の「駐車場所及び周辺見取図」として提出された場合において、当該1枚の地図に複数の駐車場所が併せて記載されているときは、同地図を掲示させる。

(10) 駐車許可証の再交付申請

ア 駐車許可証の再交付申請は、細則様式第23号の2の駐車許可証再交付申請書（以下この項で「再交付申請書」という。）1通と当該駐車許可証を提出して行うものとする。ただし、当該駐車許可証を亡失し、若しくは滅失し、又は盗難に遭った場合は、駐車許可証を提出することを要しない。

イ 再交付する許可証は警察署で保存している許可証の控え（駐車場所等で別紙を用いている場合には、当該別紙を含む。）の写しを（内部管理的事項を記載している場合は、その部分を除いた上で）作成する。

ウ 再交付する駐車許可証の右上欄外には朱書きで「再交付」と記載し交付する。

エ 業務端末装置や簿冊に再交付の経緯を確実に入力記載するとともに、受理した再交付申請書は、決裁後に保管中の許可証副本の末尾に添付し処理経過を明らかにしておく。

(11) 駐車許可証の記載事項変更届出

交付済みの駐車許可証について、車両が同一だが自動車登録（車両）番号のみが変わった場合、法人名が合併により変更になった場合等、審査を必要としない変更があった場合は、以下のとおり取扱う。

なお、車両の変更など、審査を必要とする変更があった際は、新規申請として

取り扱う。

ア 細則様式第24号の駐車許可証記載事項変更届出書（以下この項で「変更届出書」という。）1通及び記載事項の変更を証する書面の提出を受ける。

イ 届出者が許可済みの許可証を持参した場合は、当該許可証に変更に係る事項を加除訂正して、右側余白に変更年月日を記載の上、変更箇所には署長公印を押して交付する。

ウ 届出者が許可済みの許可証を持参しなかった場合は、警察署で保存している許可証の控え（駐車場所等で別紙を用いている場合には、当該別紙を含む。）の写しを（内部管理的事項を記載している場合には、その部分を除いた上で）作成し、変更する記載事項を加除訂正した上で交付する。

エ 業務端末装置や簿冊に変更の経緯を確実に入力記載するとともに、受理した変更届出書及び疎明書類は、決裁後に保管中の許可証副本の末尾に添付し処理経過を明らかにしておく。

(12) 駐車日時等を追加する場合の措置

許可期間内に駐車日時又は場所（その双方である場合を含む。以下「駐車日時等」という。）を追加するための申請については、追加する駐車日時等にかかる書面を申請書に添付することで差し支えない。また、追加の方法としては以下のとおりとする。

ア 新たな申請書に既存の許可と変更のない事項について記載のうえ、許可済み場所等の一覧に加えて、追加する日時又は場所を記載した書面の添付を求めることとし、申請書の許可済みの内容から変更がない添付書類（自動車検査証等）は求めない。

イ 新たな申請書を許可証として作成し交付する。新たな許可証は新たな許可番号を付したものとし、有効期間は既存の許可期間と同じ期間とする。

なお、申請者が、交付済みの許可への追記にとどまらず、既存の既存の箇所について従前の許可期間を超えて許可することを求めた場合は、追加された日時・場所だけでなく、許可済み場所等についても、許可期間を延長することの問題はないかといった点について審査する。

(13) 緊急やむを得ない場合の駐車許可申請に係る特例

ア 趣旨

緊急やむを得ないと認められる場合に、執務時間の内外に関わらず、申請者からの電話（ファックスを含む。以下同じ。）による駐車許可申請を受け付け、迅速に対応するもの。

イ 対象

「緊急やむを得ない」場合とは、人の生命若しくは身体に係る事案や公益性が高い事案等に緊急に対応する必要がある、申請書を警察署の窓口提出するいとまがない認められるやむを得ない事情がある場合をいう。

具体的には、次に掲げるような場合が挙げられるが、これらに相当するような場合も対象となる。

(ア) 緊急の訪問診療等

(イ) 柔道整復師等による緊急応療

(ウ) 助産師の緊急出産への立会い

(エ) 下肢障害者等身体障害者の緊急通院

(オ) 獣医師等の緊急検診（伝染病等）

(カ) 国又は地方公共団体の緊急用務

a 保健所による精神障害者の暴れ等への対応

b 保健所による感染症、伝染病患者の通報、収容等の対応

c 人身安全事案（DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待、性犯罪、行方不明等）への対応

d 鳥インフルエンザ、豚コレラ等疫病の感染被害拡大防止のための対応

e 違法電波の探査に係る総務省の電波探査車両による緊急の調査活動

f 食品衛生法に基づく臨検検査

g 環境基本法に基づく公害調査

ウ 申請の受理、審査及び許可

(ア) 受理

申請者に警察署に来庁させることなく、電話により、申請者の住所、氏名及び連絡先、駐車日時、駐車場所、自動車登録（車両）番号及び駐車用務を受理する。

(イ) 審査

(4)に掲げる要件及び緊急やむを得ない場合に該当するか否かを迅速に審

査する。

(ウ) 許可

許可をするときは、申請者に対し許可に係る警察署名、駐車日時、駐車場所、自動車登録（車両）番号及び担当者名並びに必要なより許可条件を電話で通知するとともに、これらを記載したメモを 5 (9) に規定するところにより掲示するよう教示する。

エ 取扱者

執務時間内にあつては交通課員（交通一課員及び地域交通課員を含む。以下同じ。）、執務時間外にあつては当番長又は当番に従事している交通課員とする。

オ 留意事項

(ア) 審査の迅速化

交通規制図等の基礎資料を有効に活用し、迅速に駐車許可の適否を判断すること。

(イ) 「緊急やむを得ない」に該当しない場合の対応

緊急やむを得ない場合に該当しないと認めるときは、5 (3)、5 (4) 又は 5 (5) による申請手続を教示する。

(ウ) 許可の時間

本特例の趣旨に鑑み、許可時間は最大で 1 日程度（申請が休日（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第 7 号）第 1 条第 1 項に規定する休日をいう。以下同じ。）又は休日の前日の執務時間外である場合には、休日の翌日まで）とし、以降の許可については 5 (3)、5 (4) 又は 5 (5) による申請手続を教示する。

(エ) 条件

口頭での許可に関して条件を付する場合には、必ずしも教示書面の交付義務は生じないが、緊急やむを得ない場合における申請であることや、適正手続の観点から、原則として、条件は付さないものとする。

(14) 許可の取消し

ア 署長は、駐車許可証の交付を受けた者が許可条件に違反した場合又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別な事情が生じた

場合は、許可を取り消すことができる。

許可の取消しをしようとするときは、許可条件に違反した者に対し、茨城県行政手続条例第13条第1項第1号の規定による聴聞を行う必要があることから、同条例第3章第2節及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第2章に掲げる手続を行うこととなる。このため、写真及び見取図等により遵守事項違反の状態を明らかにした報告書を作成して、当該処分を必要とする理由を明らかにしておく。

イ 許可の取消しは、当該処分に係る者に対し駐車許可取消通知書・駐車許可証廃棄命令書（別記様式第6号）を交付するとともに、既に交付した駐車許可証を廃棄させる。

(15) 駐車許可証の廃棄

署長は、次のいずれかに該当することとなったときは、当該駐車許可証を廃棄させるものとする。ただし、交付された者が不要となった許可証を警察署へ持参した場合には、管轄を問わず、これを受け取り、廃棄する。

ア 駐車許可の期間が満了したとき。

イ 駐車許可証の交付を受けた理由がなくなったとき。

ウ 駐車許可証の再交付を受けた後において、亡失した駐車許可証を発見し、又は回復したとき。

エ 駐車許可を取り消されたとき。

(16) 不利益処分に係る教示

署長は、5(7)の条件の付与又は5(8)の申請の却下を行うときは、申請者に対し、教示書面を交付する。

6 業務管理

(1) 幹部による業務管理の徹底

交通課長（交通第一課長及び地域交通課長を含む。）及び交通規制関係許可事務を担当する係長（以下「交通課長等」という。）には、3、4及び5に掲げる許可証、標章の交付及び許可に係る事務手続を具体的に把握させるとともに、随時、交通規制関係許可事務担当者（以下「担当者」という。）から業務に関する報告を求めさせるなどし、業務管理の徹底を図る。

(2) 具体的な業務管理

ア システムによる管理

担当者には、３、４及び５に掲げる申請を受理したときは、業務端末装置により、速やかに必要事項の登録を行わせる。

イ 駐車許可電話申請管理簿による管理

５(13)の電話による申請を受理したときは、申請内容を駐車許可電話申請管理簿（別記様式第７号）に記載し、管理する。

なお、執務時間外の駐車許可電話申請管理簿の管理者は、当番長とする。

ウ 交付簿等による管理

交通課長等には、業務端末装置により出力印刷した各交付簿等及びイの管理簿により、全ての取扱いを管理させる。

エ 文書等保管期間

本業務に係る書類の文書等保管期間は、暦年管理で３年とする。

1	氏名	男・女
	生年月日	年 月 日 (歳)
2	現在の障害状況 ○ 障害名	
	○ 障害等級 _____ 級	
3	主たる屋外での移動方法（義肢、装具等を使用した上での状況を御記入願います。） ① 独歩 ② 杖・松葉つえ歩行 ③ 車いす	
4	医学的見解（３において①、②に該当する場合に御記入願います。） ① 下肢機能の著しい障害があり歩行が困難である ② 歩行中の痛みにより歩行を中断せざるを得ない ③ 下肢の筋力低下のため立位の保持が困難である ④ 通常の歩行に支障がない ⑤ その他（ ）	
総合的意見		1 歩行困難あり 2 歩行困難なし

印

この意見書は、公安委員会が身体障害者に対して駐車禁止除外指定車標章を交付する際、申請者の歩行困難性を判断する上で参考とするものです。

受診者の歩行状況について客観的に御記入願います。

事務連絡
年 月 日

茨城県公安委員会 殿

茨城県 警察署長

通行禁止除外指定車標章
の交付申請について
駐車禁止除外指定車標章

見出しのことについては、別添のとおり申請があり調査したところ、許可しても支障ないと認められるので、標章を交付されたく送付する。

記

1 標章交付対象者
氏名

2 除外車両の種別

□通行禁止除外車両□駐車禁止除外車両		□駐車禁止除外車両
□ 緊急作業車	— □ 電気	□ 緊急往診中
	— □ ガス	
	— □ 水道	
	— □ 電話	
	□ 鉄道	□ 歯科医師会指定の歯科医師往診中
□ 信号機、道路標識等維持管理用車		□ 保健師等緊急訪問中
□ 郵便等集配車	□ 通常郵便	□ 助産師緊急訪問中
	□ 電報	□ 緊急取材車
□ 一般廃棄物収集車		□ 執行官使用車
		□ 野犬等捕獲車
		□ 確認事務使用車
		□ 患者輸送車・車いす移動車
		□ 身体障害者使用車
		□ 戦傷病者使用車
		□ 療育手帳所持者使用車
		□ 精神障害者使用車
		□ 色素性乾皮症者（紫外線要保護者）使用車

3 許可理由

- ☐ 歩行困難なため
☐ 日常生活に支障があるため
☐ その他（ ）

(表)

連 絡 票				
運転者の連絡先／用務先				
市 郡	町 町・村	丁目	番	号
病院 診療中				
方 訪問中				

(裏)

注意事項 1 運転者が車両を離れて直ちに運転することができない状態で駐車する場合は、標章とともに車両の前面ガラスの見やすい箇所に掲出してください。 2 他の交通の妨害になる等、早急に車を移動する必要がある場合に運転者に直ちに連絡が取れるように分かりやすく記載してください。 3 現場において、警察官等の指示又は掲出した標章についての確認があった場合は、これに従ってください。
--

通行禁止除外指定車標章
駐車禁止除外指定車標章

返納命令書

年 月 日

殿

茨城県公安委員会

茨城県道路交通法施行細則第1条の3第7項の規定に基づき、下記のとおり、標章の返納を命じます。

なお、標章は、速やかに茨城県内各警察署へ返納してください。

記

返納を命じる 標章の番号	
返納を命じる 理由	

(不服申立てに係る教示)

この処分が不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

駐 車 に 際 し て の 遵 守 事 項

駐車に際しては、次の事項を遵守すること。

- 1 駐車許可証を他人に譲渡したり、申請（許可）理由以外には使用しないこと。
- 2 許可を受けても、以下のような駐（停）車はしないこと。
 - (1) 駐停車禁止の交通規制が行われている場所（道路交通法（以下「法」という。）第44条第1項）への駐（停）車
 - (2) 法定の駐停車禁止場所（法第44条第1項各号及び法第75条の8第1項）への駐（停）車
 - ア 軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル
 - イ 交差点及びその側端から5メートル以内の部分
 - ウ 道路のまがりかどから5メートル以内の部分
 - エ 横断歩道又は自転車横断帯及びそれら前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分
 - オ 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分
 - カ 路線バスの停留所を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10メートル以内の部分（運行時間中に限る）
 - キ 踏切及びその前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分
 - ク 高速自動車国道及び自動車専用道路
 - (3) 法定の駐車禁止場所（法第45条第1項各号及び第2項）への駐車
 - (4) 歩道上駐車、斜め駐車、二重駐車その他道路の左側端に沿わない駐車（法第47条）
 - (5) 車庫代わり駐車、長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条）
- 3 駐車時は駐車許可証を車両の前面ガラスの内側の見やすい箇所に掲示するか、前面ガラスのない車両にあつては携帯すること。また、許可場所等が複数あるために別紙を用いた場合は、駐車場所の住所等一覧が記載された別紙もあわせて掲示すること。
- 4 現場において、警察官又は交通巡視員から指示を受けた場合は、それに従うこと。
- 5 駐車許可証が不要となったとき、又は遺失したときは、速やかに廃棄し、又は届け出ること。

駐車許可取消通知書・駐車許可証廃棄命令書

年 月 日

殿

警察署長

茨城県道路交通法施行細則第 9 条第11項の規定に基づき、下記のとおり、駐車許可を取り消したので通知します。

なお、駐車許可証は、速やかに廃棄してください。

記

駐車許可証番号	
取 消 理 由	

(不服申立てに係る教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、茨城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第7号

駐 車 許 可 電 話 申 請 管 理 簿

警察署

許可 番号	申請者の住所、 氏名及び連絡先	駐車日時	駐車場所	自動車登録 (車両)番号	駐車用務	取扱 者印	幹部 印
記 載 例	水戸市笠原町978-6 茨城 太郎 029-301-0110	(和歴)○. ○. ○ ○時○分～ ○時○分	水戸市三の丸1-5-21 水戸警察署前路上	水戸500 ○1234	緊急の訪問診療	印	印

注： 駐車用務欄は、①緊急の訪問診療、訪問看護、訪問介護等、②柔道整復師等による緊急応療、③助産師の緊急出産への立会い、④下肢障害者等身体障害者の緊急通院、⑤獣医師等の緊急検診（伝染病等）、⑥国又は地方公共団体の緊急用務等から適宜選定して記載すること。

別表第 1（細則別表第 2）

障 害 の 区 分		障害の級別	重度障害の程度
視覚障害		1 級から 3 級までの各級 及び 4 級の 1	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害		2 級及び 3 級	特別項症から第四項症までの各項症
平衡機能障害		3 級	特別項症から第四項症までの各項症
上肢不自由		1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由		1 級から 4 級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症
体幹不自由		1 級から 3 級までの各級	特別項症から第四項症までの各項症
乳 幼 児 期 以 前 の 非 進 行 性 の 脳 病 変 に よ る 運 動 機 能 障 害	上 肢 機 能	1 級及び 2 級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）	
	移 動 機 能	1 級から 4 級までの各級	
心臓機能障害		1 級及び 3 級	特別項症から第三項症までの各項症
じん臓機能障害		1 級及び 3 級	特別項症から第三項症までの各項症
呼吸器機能障害		1 級及び 3 級	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害		1 級及び 3 級	特別項症から第三項症までの各項症
小腸機能障害		1 級及び 3 級	特別項症から第三項症までの各項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級から 3 級までの各級	
肝臓機能障害		1 級から 3 級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症

別表第2

身体障害者等級表

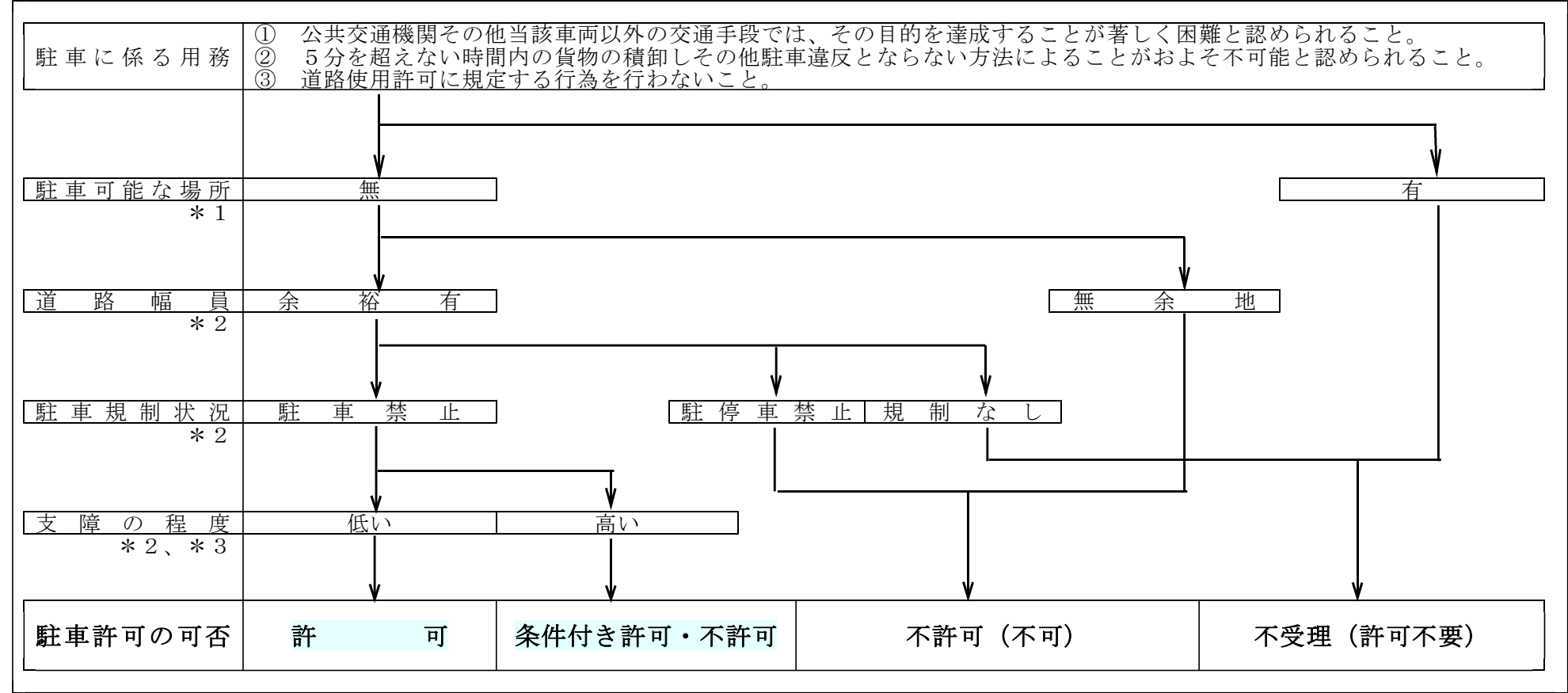
(身体障害者福祉法施行規則別表第5号抜粋)

級 別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		肢 体 不 自 由					心臓、じん臓、若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能障害							精神障害
		聴覚障害	平衡機能障害	上 肢	下 肢	体 幹	乳児期以前の非進行性の脳病変等による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼 吸 器 機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害	
							上肢機能	移 動 機 能								
1 級	両眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者についてはきょう正視力について測ったものをいう。以下同じ)の和が0.01以下のもの			1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により座っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	精神障害が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2 級	1 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)		1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことができないもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	精神障害の状態で、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものである
3 級	1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢の全ての指を欠くもの 5 一上肢の全ての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	精神障害の状態で、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のものである
4 級	1 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢の全ての指を欠くもの 2 両下肢の全ての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
備考	同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられるものは、該当等級とする。															

※本県の駐車禁止除外対象者は太線枠内 ※4級以下は省略

別表第 3

駐車許可の審査要領チャート



- * 1 駐車可能な場所に係る有、無の判断は、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず又はこれらの利用が困難と認められるかにより行う。
- ① 重量若しくは長大な貨物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近
 - ② その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね100m以内の範囲
- * 2 申請場所の判断は、次のいずれにも該当する場所であるかどうかにより行う。又、規制なしは、駐車可・時間制限駐車区間の規制時間帯又は駐車禁止規制解除の時間帯等を含む。
- ① 駐車禁止の規制のみが実施されている場所（無余地となる場所及び放置駐車となる場合にあっては、法定駐車禁止場所を除く）であること。
 - ② 駐車（許可に条件を付す場合は、当該条件に従った駐車）により、交通に危険を生じさせ、又は交通を著しく阻害する場所ではないこと。
- * 3 申請日時判断は、次のいずれにも該当する日時であるかどうかにより行う。
- ① 駐車により危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯ではないこと。
 - ② 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えるものではないこと。